



令和2年10月から 小学生の医療費が無料になります

名寄市の小学生の医療費については、これまで入院・指定訪問看護分を申請により全額助成してきましたが、令和2年10月受診分からは、通院分も含め保険診療は全額助成の対象となります。

小学生の医療費負担の変更点

令和2年9月末まで

入院・指定訪問看護 自己負担なし
通院（医科-歯科-調剤薬局-整骨）**3割負担**



令和2年10月1日から

入院・通院ともに医療費（保険診療分）
自己負担なし

助成を受けるには申請が必要です

【対象】小学生（ひとり親家庭等医療費受給者、重度心身障がい者医療費受給者、生活保護世帯の方は申請不要です）

【事前申請を受付します】 令和2年7月27日から9月10日までに、次の申請方法のとおり申請された方に、10月1日から有効の「乳幼児等医療費受給者証」を9月下旬にお送りします。

受診の際には「乳幼児等医療費受給者証」を健康保険証とともに医療機関に提示してください。

※その後も随時申請を受け付けいたします。

【申請方法】 次の3点を以下記載の申請書提出先まで郵送してください。

（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により、郵送での提出にご協力ください。）

- ①「乳幼児等医療費受給資格認定申請書」
- ②「同意書」
- ③対象児童の健康保険証の写し

※学校を通じてご案内・申請書類を配布しておりますが、名寄市のホームページから様式をダウンロードできます。

※令和2年1月1日以降に転入された方は次のものも必要です。

・保護者の「令和2年度所得課税証明書」、「令和2年度住民税額の特別徴収税額の決定通知書」の写し、「令和2年度住民税納税通知書」の写しのいずれか。

（ただし、税の控除対象となっている配偶者の方や未就学児がおり、すでに提出済の方は必要ありません。）

【申請書提出先】 〒096-8686

名寄市大通南1丁目 名寄市役所 子育て支援係 宛

～重要～

学校または交通事故のケガなどで医療機関を受診した際に、災害共済給付などが支給される場合は、乳幼児等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障がい者医療費受給者証は使えません。

※医療費助成と災害共済給付などが重複した場合は、医療費助成分を返金していただくことになります。

【問い合わせ】

名寄市役所 名寄庁舎2階 13番窓口 こども未来課子育て支援係 ☎01654③2111（内線3245）